

産業技術総合センターの地方独立行政法人化に関する
検討報告書

平成28年12月
経済商工観光部

目 次

I 地方独立行政法人化の目的と背景	1
1 目的と背景	
2 これまでの検討状況	
II 産業技術総合センターの概要	2
1 沿革	
2 規模	
3 組織	
4 産業技術総合センターの中期計画(事業推進構想)	
III 地方独立行政法人制度の概要	7
1 地方独立行政法人制度に係る経緯	
2 地方独立行政法人制度の概要	
3 地方公共団体と地方独立行政法人の「職員の身分関係」の整理(主なもの)	
IV 現地調査結果	10
1 A試験研究機関	
2 B試験研究機関	
3 C地方公共団体	
4 D地方公共団体	
5 E地方公共団体	
V 近県の公設試における地方独立行政法人化の現状	14
1 F試験研究機関	
2 G試験研究機関	
3 G試験研究機関とF試験研究機関とのメリット及びデメリットの比較	
VI 全国公設工鉱業試験研究機関における取組の現状	16
1 検討を行っていない理由	
2 人事面のメリット及びデメリットについて	
3 運営資金面のメリット及びデメリットについて	
4 財産(建物・設備・機器・知財等)管理面のメリット及びデメリットについて	
VII 地方独立行政法人化機関との事業等の比較及び移行期間等について	18
1 B試験研究機関との比較	
2 主な機関の独法化までの準備期間	
3 地方独立行政法人化に伴うコストの試算	
VIII 地方独立行政法人化の必要性の検証結果	21
IX 関係機関からの意見等	22
X まとめ	23

I 地方独立行政法人化の目的と背景

1 目的と背景

平成 16 年 4 月に地方独立行政法人法が施行され、地方独立行政法人の業務の範囲として「試験研究」が明記された。一方本県においては、宮城県行政改革プログラム（平成 18 年 3 月）や宮城県地方機関再編の基本方針（平成 19 年 10 月）で、試験研究機関の地方独立行政法人化（以下「独法化」という。）の必要性や制度導入について検討することが明記され、これまでに平成 18 年度と平成 22 年度において産業技術総合センターの独法化について検討されている。

平成 27 年度に公設試験研究機関を対象として実施された包括外部監査において、宮城県産業技術総合センターに関して、「平成 22 年度の最後の検討から既に 5 年余りが経過しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故等の大きな事象も発生して、試験研究機関を取り巻く環境も大きく変化していると考えられ、他の試験研究機関との統合も含めて、今後法人化を検討する必要がある」という意見を受けた。

本意見を踏まえて、平成 28 年 4 月に「産業技術総合センターの地方独立行政法人化に関する検討会」を設置し、同センターの独法化についての検討を再開することにした。

企業における技術革新やニーズに迅速かつ的確に対応し利用者サービスの向上を図るため、地方独立行政法人化のメリットとデメリット等を検証し、公設試験研究機関を取り巻く状況を踏まえ、独法化の必要性について検討する。

なお、検討にあたっては、これまでの検討状況を踏まえつつ、以下の考察事項に重点を置いて行うこととした。

【主な考察事項】

- 独法化しないとできない行政サービスの向上とはどのようなものか
- 独法化の前後で行政コストの効率化が図られたか
- 独法化の前後で外部資金の獲得、受け皿機関としてのメリットが享受できているのか
- 独法化しないとできない職員の採用、人員配置、予算の弾力的執行とはどのようなものか
- 他の試験研究機関との統合メリットとはどのようなものか

2 これまでの検討状況

(1) 平成 18 年度における検討状況

工業系試験研究機関である産業技術総合センターの、独法化に当たって解決すべき課題として「職員の身分保障」、「コスト」、「財源」、「業務運営体制」、「受益者への影響」をあげ、これらの課題が解決されれば地方独法化は可能だが、職員の身分保障や新たに発生するコストを考えると、当分の間独法化は難しいと結論付けた。

(2) 平成 22 年度における検討状況

独法化については、事業執行の機動性や弾力性の向上などのメリットがあることから有効な選択肢のひとつと考えられるが、一方で多額の移行コストの発生などデメリットが生じることから、独法化による負の影響はないかという点も考慮して、今後の方向性を探る必要があると結論付けた。

(3) 平成 27 年度実施のアンケート調査結果

各都道府県における工業系試験研究機関の独法化の実施及び検討状況等についてのアンケート調査を実施した結果、行政サービスの向上や組織、人員配置、予算運用などについては、独法化のメリットが認められたが、一方で、独法化した 7 機関のうち 5 機関が独法化前よりコストが増加しており、独法化がコスト削減に必ずしも繋がっていない機関もあることが判明した。

また、独法化後における運営コストの増加を懸念する回答が多く、コスト削減が難しいと考えていることが、独法化が進まない主因であると考えられる。独法化せずとも、県民サービス向上が可能との意見もあることから、「県民サービスの向上」、「コスト」の両面で検討していくことが重要であるとまとめた。

Ⅱ 産業技術総合センターの概要

1 沿革

昭和43年12月	旧東北大学選鉱製錬研究所(仙台市長町)跡地に宮城県工業技術センター設立
昭和44年10月	機械科, 金属科, 化学科, 技術相談室を設置
昭和45年 4月	庶務課, 機械金属部, 化学部, 技術相談室の1課2部1室とする
昭和53年 6月	第2試験棟完成
昭和53年 6月	宮城県沖地震で本館等に被害
昭和54年 3月	第1試験棟完成
昭和55年 7月	本館完成
昭和59年 4月	総務課, 企画情報室, 機械電子部, 化学部の1課1室2部とする
昭和62年 4月	総務課, 企画情報室, 開発部, 指導部の1課1室2部とする
平成 9年 3月	現在地(泉パークタウン)で新庁舎着工
平成10年 9月	新庁舎竣工
平成11年 2月	現在地に移転
平成11年 4月	宮城県産業技術総合センターに改称 事務局, 企画・事業推進部, 機械電子情報技術部, 材料開発・分析技術部, 食品バイオ技術部の1局4部とする
平成17年 4月	宮城県産業技術総合センター内に「基盤技術高度化支援センター」を設置
平成23年 3月	東日本大震災により, 施設及び機器の一部に被害
平成23年 7月	事務局, 企画・事業推進部, 自動車産業支援部, 機械電子情報技術部, 材料 開発・分析技術部, 食品バイオ技術部の1局5部とする

2 規模

(1) 所在地

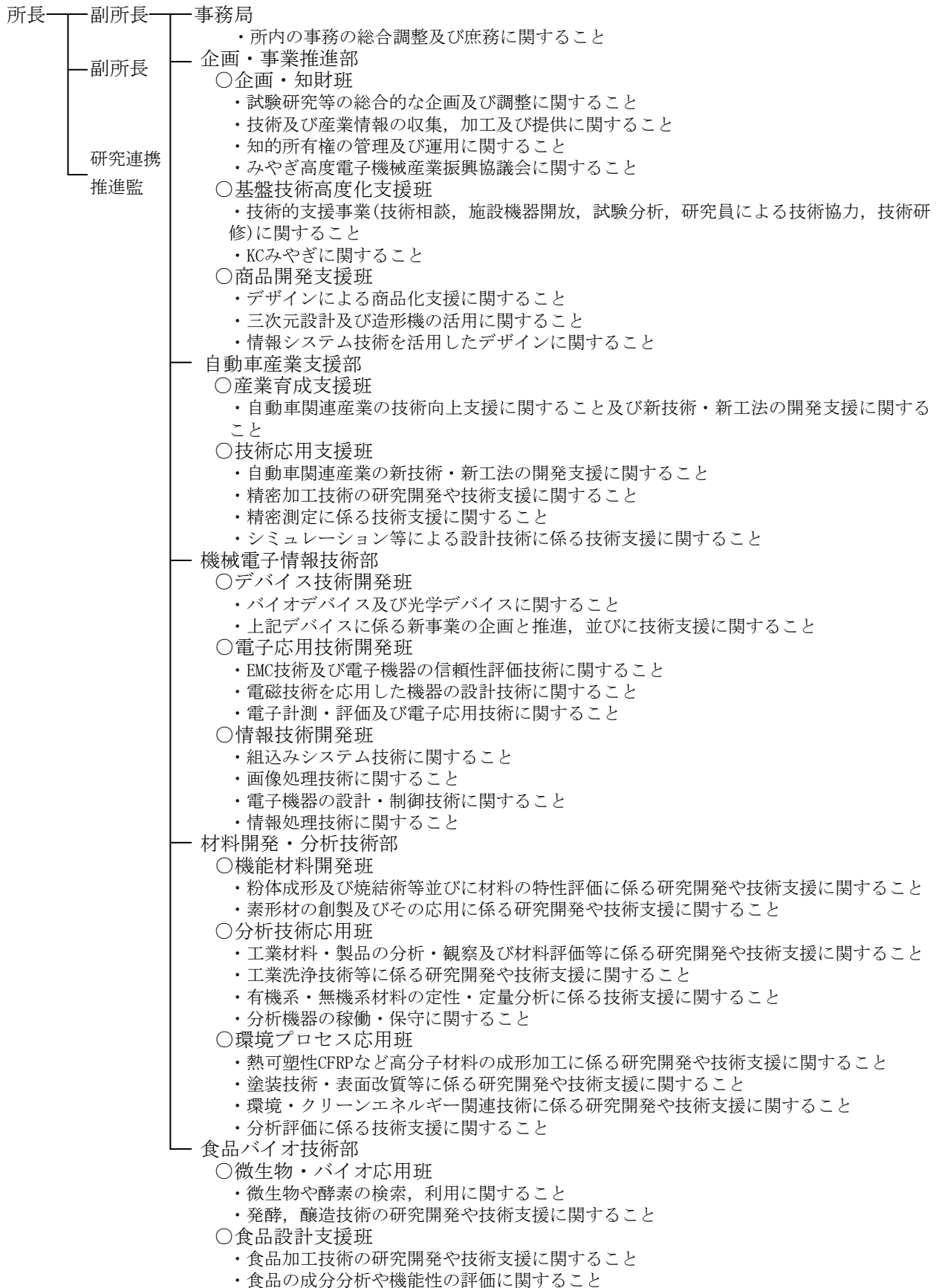
〒981-3206
 仙台市泉区明通二丁目2番地
 電話 022-377-8700(代表)
 FAX 022-377-8712
 E-Mail itim@pref.miyagi.jp

(2) 敷地・建物

敷地面積 (m ²)		45,166.94		
建物面積 (m ²)		9,173.14		
延べ面積 (m ²)		15,380.90		
内 館 訳	本 館	管 理 棟	4,125.47	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階
		研 究 棟	6,093.48	鉄筋コンクリート造 4階
		渡り廊下	344.83	鉄筋コンクリート造 1階
		実 験 棟 A 東	1,158.00	鉄筋コンクリート造 1階
		実 験 棟 A 西	1,447.10	鉄筋コンクリート造 1階
		実 験 棟 B 東	456.00	鉄筋コンクリート造 1階
		実 験 棟 B 西	1,447.10	鉄筋コンクリート造 1階
		計	15,071.98	
		車 庫	123.48	鉄骨造
		排水処理棟	139.76	鉄筋コンクリート造 1階
	そ の 他	45.68	鉄筋コンクリート造 1階	

3 組織 (1) 事務分掌

(平成28年4月1日現在)



(2) 業務内容

区 分	内 容
技術相談（無料）	・工業技術全般にわたる相談。随時実施。
技術改善支援事業（有料）	・企業における技術開発等を支援するため、企業からの依頼により、センターの研究員が企業とともに課題解決に取り組む。
高度技術者養成研修 技術者研修（有料）	・中小企業の技術者の養成，中小企業の技術水準向上のための，最新の工業技術及び産業技術総合センターの研究成果等の普及。
施設開放事業（有料）	・試作・実験・研究を目的とした，産業技術総合センターの設備等の開放。
試験分析事業（有料）	・企業から依頼による，工業用材料・工業製品・部品の試験・分析・測定。
研究開発事業	・地場産業に新しい技術を導入し高付加価値化を目指す研究や，将来の地域の技術シーズの創製を目指した先端技術分野の研究。
実用化研究	・一定期間，センター内の「研究スペース」を利用可能。センターの各種技術的支援をタイムリーかつ複合的に利用可能。
技術交流会	・技術的支援（相談，施設・機器，研究員の活用，知的財産），技術内容，技術分野，研究テーマ等について，企業を訪問し，紹介・説明。

(3) 事業費の状況（平成27年度）

（単位：円）

事業名	歳 出	特定財源	一般財源
職員人件費	568,775,881	913,047	567,862,834
非常勤職員等人件費	33,147,142	0	33,147,142
人件費計	601,923,023	913,047	601,009,976
庁舎管理費	140,900,034	96,992,156	43,907,878
管理事務費	4,655,521	56,797	4,598,724
管理費計	145,555,555	97,048,953	48,506,602
設備等管理費	9,330,120	0	9,330,120
設備拡充費	24,794,640	16,529,760	8,264,880
地域オープンイノベーション促進事業	30,132,000	30,132,000	0
富県宮城技術拠点整備拡充事業	76,829,796	76,829,796	0
施設整備費計	141,086,556	123,491,556	17,595,000
受託試験研究費	11,359,802	11,359,802	0
県単試験研究費	9,982,660	0	9,982,660
施設機器開放事業費	23,558,824	33,242,750	△9,683,926
試験分析費	37,170,101	51,024,000	△13,853,899
研修事業費	2,589,889	1,066,000	1,523,889
技術協力事業費	11,946,291	35,023,821	△23,077,530
培養微生物配布事業	2,352,994	4,590,800	△2,237,806
クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業	2,218,128	2,218,128	0
新規参入・新産業創出等支援事業	1,191,685	1,191,685	0
みやぎIT技術者等確保・育成支援事業	1,775,153	500,000	1,275,153
みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業	253,293	0	253,293
3R新技術研究開発支援事業	297,267	0	297,267
情報提供事業	4,077,359	0	4,077,359
知的財産活用推進事業	1,057,813	0	1,057,813
自動車関連産業特別支援事業	16,286,612	0	16,286,612
KCみやぎ推進事業	2,929,292	0	2,929,292
高度電子機械産業集積促進事業	2,744,399	2,420,941	323,458
試験研究機関連業務外部評価推進事業	34,752	0	34,752
地域企業競争力強化支援事業	4,805,579	4,805,579	0
高効率潜熱利用蓄熱モジュール開発事業	1,936,130	0	1,936,130
県産ブランド品確立支援事業	245,501	0	245,501
「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業	106,120	0	106,120

事業費計	138,919,644	147,443,506	△8,523,862
合 計	1,027,484,778	368,897,062	658,587,716

(4) 職員数、事業費及び事業件数の推移

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
職員数（人）	70	73	73	71	71	70	68	67
歳出決算額（千円）	867,913	994,236	846,987	1,133,750	908,833	941,478	956,333	1,027,485
技術相談件数（件）	3,429	3,543	3,571	3,872	3,182	3,304	3,503	3,555
技術改善支援件数（件）	443	431	559	640	724	749	765	687
施設・機器開放件数（件）	2,887	3,180	3,378	3,155	3,762	3,954	4,167	4,428
試験分析件数（件）	33,275	32,636	27,748	26,747	36,359	40,637	40,343	29,490
県単研究件数（件）	15	13	15	0	15	15	15	15
受託研究件数（件）	2	14	13	16	24	15	19	12

4 産業技術総合センターの中期計画（事業推進構想）

産業技術総合センターでは、平成19年3月に策定された「宮城の将来ビジョン」の施策推進の基本方向のひとつである「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」及び平成23年10月に策定された「宮城県震災復興計画」を踏まえた上で、「宮城県産業技術開発推進要綱」に基づき、平成26年度から30年度までを期間とする、「宮城県産業技術総合センター事業構想推進構想」（第3期構想）を策定し、以下の「センターの理念」、「センターのビジョン」、「実現に向けての戦略」など、目指す方向性を定め計画的に事業を推進している。

「センターの理念」	わたしたちは、活力あふれる地域が形成されるために、地域の視点を大切にし、地域モノづくり産業への先導的な研究開発と常に質の高い技術的支援によるサービスを提供します。
「センターのビジョン」	わたしたちは、地域モノづくり企業が国際競争や地域間競争に勝ち抜く技術力を持ち、モノづくりに携わる人材が更に集まり、県内企業の製造品出荷額が増大することで、活力あふれる地域が形成されることを目指し、研究開発や技術的支援を通じて貢献します。
「実現に向けての戦略」	技術の高度化と製造品出荷額の増大を目的に、関係機関と連携しながら、波及効果を意識した地域産業への貢献を目指します。 具体的には、宮城県の施策を基に地域モノづくり企業に軸足をおいた「自動車関連産業」、「高度電子機械産業」、「医療・健康機器関連産業」、「環境・クリーンエネルギー機器関連産業」、「食品加工・6次産業」の5つの産業分野を重点注力産業分野と設定し、重点注力産業分野における課題から検討した取組みを実施します。

第3期構想は、計画期間を平成26年度から30年度までの5年間とし、技術の高度化と製造品出荷額の増大を目的に、関係機関と連携しながら、波及効果を意識した地域産業への貢献を目指している。

具体的には、宮城県の施策を基に地域モノづくり企業に軸足をおいた「自動車関連産業」、「高度電子機械産業」、「医療・健康機器関連産業」、「環境・クリーンエネルギー機器関連産業」、「食品加工・6次産業」の5つの産業分野を重点注力産業分野と設定し、重点注力産業分野における課題から検討した取組みを実施している。

また、産業界から求められるニーズと、地域企業や地域学術機関、センターの得意とする技

術や保有設備のシーズから、今後の利用拡大が見込まれる炭素繊維強化プラスチック（以下「CFRP」という。）や金属基セラミックスの加工技術など4つの技術を抽出し、重点注力技術に設定している。これら重点注力技術については、先導的な研究開発等を推進することで、地域企業、ひいては地域産業へのシーズ提案を行っているところである。

さらに、地域企業ニーズへの対応として、抽出された技術的課題をもとに技術開発や機器の整備拡充等を行い、その成果を新たなサービスとして展開し提供、サービスの幅を広げることでセンターの技術支援力を強化するとともに、センターが地域企業や関連機関とのコーディネート役を担い、総合的な支援を行うことで、単なる技術の提供や機器の開放にとどまらない地域産業への貢献を目指している。

この構想を実現するため、マーケティング視点を重視し、選択と集中による主体的な事業提案を行うとともに、センターが有する企画機能を強化している。また、PDCAサイクルにより適宜事業の検証を行いながら各取組みを推進するとともに、地域の大学や高等専門学校、県内外の試験研究機関や産業支援機関等との連携を通して、技術的支援サービス提供の最適化を図っているところである。



事業推進構想イメージ図

Ⅲ 地方独立行政法人制度の概要

1 地方独立行政法人制度に係る経緯

区分	年月日	内容	
国	行政改革会議最終報告	平成9年12月3日	「行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等」の一環として独立行政法人制度の創設を提言。
	中央省庁等改革基本法	平成10年6月12日 公布・施行	政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人の制度を設けるものとする。（第36条）
	独立行政法人通則法	平成11年7月16日 公布	独立行政法人通則法成立後、各独立行政法人を設立するための個別法が成立。平成13年4月から独立行政法人が設立される。
地方	行政改革大綱	平成12年12月1日 閣議決定	「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。」
	地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書（総務省）	平成14年8月	（地方独立法人化の意義） ・地方公共団体の事務及び事業の自主的、効率的な実施を推進する。 ・厳格な評価システム等の整備により、効率性・透明性を向上し地方行財政改革を推進する。 ・地方公共団体が機動的、戦略的に対応するためのツールを付与するもの。
	規制改革の推進に関する第二次答申（総合規制改革会議）	平成14年12月12日	「平成14年8月に公表した『地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書』を踏まえて、平成15年度中に、地方独立行政法人制度を創設する。」
	地方独立行政法人法	平成15年7月16日 公布 平成16年4月1日 施行	住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人をいう。（第2条）
	新地方行革指針	平成17年3月29日 総務事務次官通知	「地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務事業について廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。」

2 地方独立行政法人制度の概要

地方独立行政法人制度の基本理念は、業務の公共性、業務の透明性、業務の自主性である。これらの基本理念を実現させるため、「自己責任」、「企業会計原則」、「ディスクロージャー」などの仕組みが取り入れられている。

区 分	内 容
1 制度の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・目標による管理と適正な実績評価 ・業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化 ・徹底した情報公開等
2 対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ①試験研究 ②大学の設置・管理 ③公営企業に相当する事業の経営軌道，自動車運送，鉄道，電気，ガス，病院) ④社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム，保育所，ホームヘルプサービス事業等） ⑤その他の公共的な施設で，政令で定めるものの設置・管理
3 設立手続	<ul style="list-style-type: none"> ・設立団体が議会の議決を経て定款を定め，総務大臣又は都道府県知事が認可。
4 財産的基礎等	<ul style="list-style-type: none"> ・出資者は地方公共団体に限る。 ・設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。
5 役職員の身分等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停滞が住民の生活，地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可） ・設立団体から法人への職員の引継，退手の通算等について適切に手当。 ・理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。 ・その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。
6 目標による管理と評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国の独立行政法人制度と同様「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。 ・中期目標（3～5年）は設立団体の長が議会の議決を経て定める。 ・中期計画（〃）は法人が作成し，設立団体の長が認可。 ・年度計画は法人が作成し，設立団体の長に届出。 ・法人は中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。 ・評価委員会は各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し公表。 ・設立団体の長は各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。 ・中期目標期間終了時に設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。
7 財務及び会計	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として企業会計原則による。 ・法人は毎事業年度，財務諸表等を作成し公表。設立団体の長が承認。 ・毎事業年度の利益は中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。
8 財源措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。 ・設立団体からの長期借入金を除き，長期借入金及び債券発行をすることはできない。 ・法人が料金を徴収する場合，その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。 ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

3 地方公共団体と地方独立行政法人の「職員の身分関係」の整理（主なもの）

区 分	地方公共団体	地方独立行政法人	
		公務員型	非公務員型
		(先行事例) 岩手県, 鳥取県, 山口県	(先行事例) 東京都, 青森県, 北海道, 大阪府
職員の身分	○地方公務員		○非公務員（民間と同じ）
労働基本権	○団結権及び団体交渉権（協約締結権を含まない）あり（地公法52③, 55） ○争議権なし（地公法37） ○労働基準法の一部適用 ○労働組合法, 労働関係調整法は適用除外	○団結権及び団体交渉権あり ○争議権なし ○地方公営企業等の労働関係に関する法律を適用（労働基準法, 労働組合法, 労働関係調整法は, 一部を除いて適用）	○労働三権あり ○労働基準法, 労働組合法, 労働関係調整法等を適用
身分保障	○法律又は条例で定める事由でなければ, 意に反して, 降任, 休職, 免職されない（地公法27）		○降任, 休職, 免職等の事由については就業規則において規定
給与	○職務給の原則 ○生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮 ○条例で定める（地公法24） ○人事委員会勧告の対象（地公法26）	○職務給の原則, 職員が発揮した能率を考慮 ○支給基準を地方公共団体の長に届出, 公表 ○支給基準は, 同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員, 他の特定地方独法の職員並びに民間事業者の従業員の給与, 業務の実績, 中期計画の人件費の見積もり等を考慮（地独法51） ○人事委員会勧告の対象外	○勤務成績を考慮した給与 ○支給基準を地方公共団体の長に届出, 公表 ○支給基準は, 法人業務の実績を考慮, 社会一般の情勢に適合（地独法57）
服務	○原則として地方公務員法上の服務規程を適用（職務専念義務, 信用失墜行為の禁止, 守秘義務, 政治的行為の制限, 営利企業等の従事制限等）（地公法30～38）		○就業規則等により決定
※地方公共団体からの派遣受入れ	—	○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣制度の対象外	○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣制度の対象

IV 現地調査結果

今回、設定した主な考察事項等を検証するため、これまでに状況確認済みの県外公設試験研究機関（青森県産業技術センター，岩手県工業技術センター）に加え，新たに神奈川県産業技術センター及び大阪府立産業技術研究所の調査を実施した。

また，過去に検討した結果，独法化しない結論を出している長野県，静岡県，横浜市について資料収集等を行った。

※ 以下，報告については，都道府県及び試験研究機関が公表しているもののほか，それ以外の関連事項や意見等が含まれることから，団体名称について秘匿した表記としている。

1 A 試験研究機関

平成29年4月に地方独立行政法人（非公務員型）へ移行することが決定している。独法化に至る経緯等について，調査を行ったもの。

(1) 独法化の経緯について

- ・平成25年1月に「あり方検討会議」，「あり方有識者会議」を設置。
- ・平成25年9月に「あり方有識者会議」から報告書【提言】が提出され，地方独立行政法人化に向けて舵がきられている。

(2) 独法化で目指す姿

- ・県内企業のイノベーションの創出に貢献する企業支援ネットワークの中心的機関，すなわち「企業支援ハブ機関」の確立を目指す。
- ・柔軟かつ機動的な体制が可能となる地方独立行政法人になることが必要である。
- ・機能面の充実を図るためには企業支援機関との統合が必須である。
(企業支援機関との統合で独法化が推進。)

(3) 独法化後新たに実施する事業，取組

- ・橋渡し機能の強化
- ・IoTの支援（デジタルものづくり）
- ・評価技術サービスの提供
- ・知的財産戦略の支援強化
- ・研究人材の育成・確保機能の強化
- ・企業支援に関するコーディネート機能の強化

(4) 独法化後に想定している行政コストの効率化について

- ・県立病院が先行して独法化し，行政コストの効率化が図られているが，試験場に関してはそうは成らないと考えている。
- ・法人化支援・システム設計委託（人事給与，財務会計）などイニシャルコストがそれなりにかかっている。
- ・A試験研究機関120名，企業支援機関100名。総勢220名の組織になり，庶務部門などは効率化できる。
- ・運営交付金の考え方については今後の検討事項（シーリング対象）となっている。

(5) 独法化後に想定している外部資金の獲得，受け皿機関としてのメリットについて

- ・具体的な想定はこれから。原則増で検討。

(6) 独法化後に想定している職員の採用，人員配置等について

- ・A試験研究機関120名，企業支援機関100名。総勢220名の組織になる。
- ・任期付き職員，採用方法等については今後の検討項目。
- ・なお，A試験研究機関120名に対しては独法化に向けての説明会を部署毎に実施している。しかし

独法化への移行に関して、拒否を示している職員もある一定の割合で存在する。

(7) まとめ

A試験研究機関の独法化においては企業支援機関との統合が必須となっている。

当該企業支援機関は、科学技術政策と産業振興政策を具体化する産学公連携機関として、また先端的かつ高度な科学技術分野における研究の推進と技術移転，創造性ある人材の育成，学術文化活動の振興，地域の中小企業の研究開発など，公設試だけではカバーできない領域を担ってきた重要な機関と位置づけられる。

A試験研究機関との統合でより充実した産業振興を目指しており，その副産物として行政コストの効率化も図れればと考えている。

単独で独法化を検討する当県との比較は難しく，独法化後新たに実施する事業等についても，項目が掲げられているものの，詳細は構想段階であり不明瞭な点が多く比較が難しい。

2 B試験研究機関（非公務員型）

平成24年度に地方独立行政法人へ移行している。最近の事例として独法化に至る経緯等について，調査を行ったもの。

(1) 独法化の経緯について

平成21年9月議会において，独法化についての議論が行われ，当時の知事により方針が示されたものの。

→「組織が自律的に運営を行い，自らPDCAサイクルを回し，自分たちの仕事の効果が自分たちの評価にダイレクトに跳ね返るといふ組織にすべき。経費，人員を削減するために地方独立行政法人化するとは考えていない」。

→利用者のサービス向上を図ることが主たる目的。

(2) 独法化しないとできない行政サービスとはどのようなものか

(独法化後新たに実施した事業，取組について)

<平成24年度>

- ・簡易受託研究
- ・オーダーメイド依頼試験
- ・オーダーメイド講習会・研修会
- ・企業ニーズに応える設備機器の整備
- ・顧客サービスセンターの設置

<平成25年度>

- ・機器開放の利用時間延長サービス
- ・ものづくりリエゾンセンターの設置
- ・ラボツアー

<平成26年度>

- ・製品開発のための「公募型共同開発事業」の創設 【目的積立金事業】
- ・金属材料評価に使用する機器群を統合「金属材料評価センター」設置
- ・製品創出支援のための「ものづくり設計試作支援工房」設置 【目的積立金事業】

(3) サービス利用者の満足度の変化について

顧客満足度は地独法化前から高い水準で推移しているとのこと。(満足度は独法化後に上昇)

平成23年度 97% (満足57% やや満足40%)

平成24年度 97% (満足69% やや満足28%)

平成25年度 99% (満足71% やや満足28%)

平成26年度 98% (満足61% やや満足37%)

(4) 企業支援機関としてのハブ機能性の状況について

大学・研究機関，地方自治体，金融機関，その他の支援機関などの外部機関との連携に注力しているとのこと。ただし支援機関としてのハブ機能は有していないとのこと。

(5) 独法化の前後で行政コストの効率化は図られたか

<人件費，事業費，管理費等の縮減状況について>

独法化による行政コストの縮減を目的としてはいない。独法化においては利用者サービスの向上が主たる目的。

運営費交付金は人件費，機器整備費，維持管理費等の項目毎にみても必ずしも減少していない。ただし事業収入が増加していることから，差し引きでは大きく増減することなく推移している。

[運営費交付金決算額 平成24年度1,885百万円 平成25年度2,147百万円 平成26年度2,129百万円]

※平成26年度／平成24年度=112.9%

[事業収入 平成23年度(職員142名) 235,111千円 → 平成26年度(152名) 312,386千円]

<予算面について>

突発的な経費支出にも柔軟に対応が可能となったほか，時宜を得た機器購入が可能になった。

(6) 外部資金の獲得，受け皿機関としてのメリットが享受できているか

競争的研究資金

平成 24 年度 申込 40 件 (採択 15 件)

平成 25 年度 申込 41 件 (採択 12 件)

平成 26 年度 申込 41 件 (採択 16 件)

平成 27 年度 申込 52 件 (採択 19 件)

※管理法人については，業務量の増大に比べてメリットが少ないとの理由から担っていない。(国の制度が委託から補助事業に変わったことから，認められる間接経費が減少)

(7) 独法化しないとできない職員の採用，人員配置，予算の弾力的執行とはどのようなものか

<専門人材の必要に応じた柔軟な採用>

時期や期間，雇用形態にとらわれずに，プロジェクト期間など，必要に応じ，業務に最適な体制を維持するために職員採用を弾力的に実施。

- ・公認会計士 (H24 から3年間，財務ルールの整備)
- ・S E (情報システム課，研究職 (任期付))
- ・専門スタッフ 19 名 (1 年更新，企業 O B，機械操作等の比較的簡易な業務を担当)
- ・インキュベーションマネージャー (予定)
- ・管理部門顧客サービス部門で人材派遣 (事務，電話相談等)

・年度途中での採用実績

平成24年度4名(独法化初年度)，平成25年度1名，平成26年度1名，平成27年度なし
平成28年度なし

・研究プロジェクトを行う場合には，十分な準備期間が必要であり，必ずしも年度途中で職員採用していない。

<独自の人材育成プログラム>

- ・平成 27 年度に「留学制度」を創設

(若手研究員に国内外の研究現場で経験を積ませ，研究能力の向上を図る)

(8) まとめ

- ・ B 試験研究機関の地方独立行政法人化はトップダウンによるところが大きい。
- ・独法化の目的は，利用者へのサービス向上がメイン。議会議事録からも再三，「独法化しな

くても現体制で努力すればできるのではないか」との質問あり。

・今回の調査で、独法化による予算執行や人事制度の弾力的運用での優位性は認められるが、「利用者サービスの向上」という点では、B試験研究機関と比較し、産業技術総合センターの現体制においても、遜色なく業務が推進されている。

また、運営交付金については、そもそも「予算と人員の削減が目的ではない」との方針であることから、削減されていない。

「利用者サービスの向上」が独法化の主目的と考えた場合、本県にとって独法化は有効であると言えるのかどうか、また多額の移行コストとの均衡が図られるのか検討すべきと考える。

3 C 地方公共団体（資料収集）

(1) 検討の経緯

審議会から「試験研究機関の地方独立行政法人制度の導入については、移行コストや移行後の運営コストと効率的な運営などのメリットを比較し、更に検討することが必要」との内容で答申。

(2) 独法化のメリットとされる項目に対する状況等

- ・ 予算流用・・・現状でも柔軟に対応しており問題ない。
- ・ 受託研究の対応・・・当初予算で一括計上しており、補正予算を組まなくても対応可能。
- ・ 管理法人の実施・・・管理法人にはなれないが、企業支援機関等が対応し連携がとれるので問題ない。
- ・ 料金後払い・・・口座振込による後払いは可能であるが、未納の督促など事務コストがかかるため実施していない。
- ・ 特急分析料金の設定等・・・手数料徴収条例等の改正により対応は可能であるが、条例等を改正しなくても、柔軟に企業ニーズに対応している。

(3) 検討結果

以下の理由により独法化は行わないと結論を出している。

- ・ 独法化の移行時には多額の初期費用が発生するとともに、運営コストも増加する。
- ・ 試験場の組織統合及び企業支援機関との密接な連携等により、独法化で受けるメリットの多くは、既に確保している。
- ・ 独法化により、県組織としての指揮命令系統から外れるため、産業界を取り巻く経済環境が変化した場合等において、県施策と一体となった速やかな技術支援が困難になる。

4 D 地方公共団体（資料収集）

(1) 検討の経緯

委員会から試験研究機関の独法化を含めた運営形態の見直しについて、意見を受け検討したもの。

(2) 検討結果

分野を超えた総合的な研究の推進、外部人材の活用、県民視点による研究成果の評価などの民間的発想を取り込む仕組みを構築した機能強化により、現行の体制で対応可能と判断した。

5 E 地方公共団体（資料収集）

(1) 検討の経緯

重点行財政改革の中で「試験研究・試験検査機関のあり方検討」を重点取組として位置づけし、同公共団体が持つ他の研究機関との統合及び独法化を検討したもの。

(2) 検討結果

他の試験研究機関との一体運営については、（施設を集約すれば）庁舎や施設の維持管理上の効率化や経費の削減、事務部門での人員、経費の削減などの効果があるが、一体的な試験検査、調査研究による効果は少ない。独法化については、移行コスト、事務量の増大が見込まれることなどから、現時点で独法化は困難と判断した。

V 近県の公設試における独法化の現状

すでに、これまでの検討段階で現地調査等を行ったF試験研究機関やG試験研究機関の現状については以下のとおりとなっている。

なお、F試験研究機関については今回、追加の聞き取り調査を実施。

1 F試験研究機関

- ・平成21年4月設立。
- ・独法化にともない、工業、農林、水産、食品加工の4部門の研究機関を統合。

○独法化のねらい

- ・運営の自主性・自立性を高め、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することにより、より一層効果的な試験研究成果の早期発見を図り、本県における工業及び農林水産業の一層の振興に寄与。
- ・工業系と農林水産系の試験研究機関を一つの法人に統合することにより、両分野の連携を強化し、管理面や執行面を中心にスケールメリットを発揮し、より効率的な業務運営を推進。

○外部資金の獲得について

- ・サポイン事業は独法化後4件。
- ・科研費の採択件数は2～5件程度で金額も増加傾向にある。
- ・A-S-T-E-Pについては、2～3件程度採択。

※独法化後、外部資金の獲得件数・金額とも増加しているが、独法化以前からの取組方針に基づく効果であり、独法化による影響とまではいえない。ただし、管理費等が削減されていく中で、間接経費のある外部資金を獲得していくことのメリットは大きいとのことである。

○メリット・デメリットについて

(メリット)

- ・統合による各試験研究機関間の情報共有が進んだ。

(デメリット)

- ・各所属長で済んでいた決裁が理事長に集中し負担が増加
- ・施設を一カ所に集約し、一体管理できるのであれば維持管理経費での効率化は可能となるが、各試験研究機関が点在している現状では、統合することによる効率化等のメリットは少ないとしている。

2 G試験研究機関

- ・平成18年4月設立。
- ・工業系公設試（工業技術センター）単独での独法化。
- ・独法化における大きなデメリットはなく、独法化は成功との認識。

○独法化のねらい

- ・独法化は顧客である企業のために行うものであり、人減らしや金減らしが目的ではない。独法化に伴うコストの増はやむを得ない。
- ・公設試の統合により大きな組織になるよりも、小さな組織のほうが独法化のメリットを生かせるとの判断から、工業系公設試単独での独法化とした。

○公務員型とした理由

- ・行政と同じ目線で一体的な運営を行うため（産業振興、県政課題への対応、人事交流など）。
- ・県土が広く代替機関がないこと。
- ・機密保持のため。
- ・奉仕意識の堅持のため。

○独法化の準備

- ・独法化前にセンターからの異動を選択できる機会を設けた。異動希望者の実績は数人程度。
- ・職員の不利益項目をリストアップし、奨学金の継続、職員宿舎への入居の継続などの事案を解決した。

○ 職員の意識調査

- ・独法化後の職員の満足度調査においては、満足度が年々向上している。「現場の予算執行がやりやすくなった」、「支援業務や研究成果が企業、県民に役立ち感謝されている」などが「満足」の理由としてあげられている。

区分	満足	普通	不満足
H18 調査	39.7	39.6	20.7
H19 調査	55.0	33.3	11.7
H20 調査	63.4	31.7	5.0

○ 企業の満足度調査

- ・独法化後に企業に対して行った「独法化は御社にとっていかがでしたか」の設問に対する回答は、の満足度調査においては、「悪かった」の回答はほとんどなかったものの、「どちらとも言えない」が過半数となっている。

区分	良かった	どちらとも言えない	悪かった	回答数
H19 調査	27	73	0	142 社
H20 調査	25	73	1	251 社

3 F 試験研究機関と G 試験研究機関のメリット及びデメリットの比較 (H22年度調査)

区 分	メリット	デメリット
1 職員の身分保障	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と同じ目線で一体的な運営できる。 ・奉仕意識の堅持につながる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・異動がない又は限定されるため、腰をすえて研究に専念できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動がない又は限定されるため、外部からの刺激がなく、惰性に陥る危険性がある。
2 財源・コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の組み替えについて迅速な対応が可能となった。 ・いつでも受託研究に応じることができるようになった。 ・「節」の廃止により効率的な予算執行が可能となった。 ・外部資金の獲得が大幅に増加した (H17:11 件 42 百万円→H18:18 件 102 百万円)。 ・自己収入が見込みを大幅に上まわった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独法化に伴うイニシャルコストが必要となった。 ・新たなランニングコストが必要となった。
3 業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県から交付される研究費の獲得のため県の重点施策等をこれまで以上に意識するようになった。 ・デザイン料を新たに設定し、料金徴収したことにより意識改革につながった。 ・組織変更、業務、新規サービス等、意思決定のスピードがアップした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減により職員 1 人あたりの業務量が増加した。 ・各公設試の統合により決裁権が理事長に集中した。 ・県からの派遣職員が全体の 8 割近くを占めるため、法人独自の考えに基づく人員配置が困難になっている。 ・13 の研究所が県内各地に点在しているため、人員の合理化が容易でない。 ・財務会計システムの完成度が低かった。
4 受益者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○企業からの現金領収を可能とした。 ○独法化を契機に新規サービス (料金後払い、機器の外部貸し出し、出前セミナー、特急分析等) を実施した。 	

VI 全国公設工鉦業試験研究機関における取組の現状

現地調査に加え、別途開催された「第107回全国公設鉦工業試験研究機関事務連絡会議」において、当県より下記の議題を提出し、全国の取組状況の調査を行った。

【調査事項】

各機関における独立行政法人化の検討状況（既に独立行政法人化された機関様については現状の課題等）について、以下の事項の調査を行った。

- 検討を行っていない理由
- 人事面のメリット及びデメリットについて
- 運営資金面のメリット及びデメリットについて
- 財産（建物、設備、機器、知財等）管理面のメリット及びデメリットについて

1 検討を行っていない理由（理由の回答があったもの）

*66機関より回答があり、48機関が「検討は行っていない」と回答。うち11機関から理由の回答があった。

- 検討していない主な理由
 - ・ 行政コストが増加する 4機関
 - ・ 独法化するメリットが見いだせない 2機関
 - ・ 現体制でも対応可 2機関
 - ・ 人員削減に繋がらない 1機関

○ 概要

各都道府県とも過去に検討を行った経緯はあるが、独法化に対する決定的なメリットは見出せず、見送ったケースが多く見られる。一般的に独法化によりコスト削減が図られるとされるが、公設試においては必ずしも当てはまらず、コスト増と算出している都道府県が多い。

独法化に一定の効果があると見込みながらも、地方財政の困窮する現状においてコストメリットとの兼ね合いで実施を見送っていると推測される。

2 人事面のメリット及びデメリットについて

(メリット)

- ・ 自律的で柔軟な人員配置等 9機関

(デメリット)

- ・ 事務負担の増加 6機関
- ・ 優秀な人材の流出 2機関
- ・ その他 2機関

○ 概要

メリットとしては、弾力的な人事運用による職員採用機会の増、業務量に応じた人員配置や能力に応じた給与支給などの回答。デメリットについては、職員採用に係るコスト・事務の増加や職員研修・人事評価の構築等の人事管理事務の増加を懸念する回答があった。その他については、職員数の上限を厳しく制限されていることから、研究員を優先して職員採用した結果、事務員を人材派遣等に頼り固定化された職員が存在せず、不安定要素を抱えていることなどの回答があった。

3 運営資金面のメリット及びデメリットについて

(メリット)

- ・ 運営費交付金は法人の裁量で柔軟に使用できる 8機関
- ・ 剰余金は翌年度の財源として繰越できる 6機関
- ・ 外部資金の獲得が柔軟にできる 3機関

(デメリット)

- ・ 新たな事務・コストの発生 4機関
- ・ 外部資金が獲得できなかった場合、研究機能やサービスの低下の可能性がある 1機関

○ 概要

メリットとしては、予算科目に縛られない弾力的な予算運用が可能となることや、剰余金の翌年度繰越による有効活用できるなどの回答が多数を占め、デメリットに関しては、役員報酬、会計士・弁護士費用、会計等システム保守費用等のコスト増大や総務管理業務の事務量の増加、給与計算方法の変更に伴う事務処理の増加を懸念する回答があった。

4 財産（建物・設備・機器・知財等）管理面のメリット及びデメリットについて

(メリット)

- ・ 施設修繕や機器購入が迅速 7機関
- ・ 知財管理事務の効率化 2機関
- ・ 資産状況の開示により維持管理費の削減が期待できる 1機関

(デメリット)

- ・ 管理体制整備構築に係る事務・コスト増大 5機関
- ・ 施設等修繕、機器更新予算の確保 3機関
- ・ 資産の処分は設立団体の認可手続が必要 1機関

○ 概要

メリットとして、施設修繕や機器購入が迅速にできるなどの回答が多数を占めている一方、デメリットとして、管理体制構築に係る事務・コスト増大や施設等修繕の予算確保を懸念する回答があった。

VII 独立行政法人化機関との事業等の比較及び移行期間等について

1 B試験研究機関との比較

- (1) B試験研究機関が独法化後新たに実施した事業(取組)について、宮城県産業技術総合センターの現事業体系において実施が可能かを検討した。

B試験研究機関 (独法化後新たに実施した事業)	宮城県産業技術総合センター
・簡易受託研究	技術協力事業費にて対応可能
・オーダーメイド依頼試験	技術協力事業費にて対応可能
・オーダーメイド講習会・研修会	技術協力事業費にて対応可能
・企業ニーズに応える設備機器の整備	現状においても配慮した機器整備を行っている
・顧客サービスセンターの設置	企画・事業推進部が担当
・機器開放の利用時間延長サービス	現状において実施済み
・ものづくりエゾンセンターの設置	技術協力事業費にて対応可能
・ラボツアー	機器見学会、一般公開等で実施済み
・製品開発のための「公募型共同開発事業」の創設【目的積立金事業】	取り組んでいない
・製品創出支援のための「ものづくり設計試作支援工房」設置【目的積立金事業】	技術協力事業費にて対応可能

(2) 利用者満足度の比較

- B試験研究機関利用者の満足度
 平成23年度 97% (満足57% やや満足40%) ←独法化前
 平成24年度 97% (満足69% やや満足28%) ←独法化後
 平成25年度 99% (満足71% やや満足28%)
 平成26年度 **98%** (満足61% やや満足37%)
- 宮城県産業技術総合センターにおける目的達成度(満足度)調査
- ・機器開放事業
 平成26年度 **97%**
 (目的以上の成果が見られた 9% ほぼ目的の全部が達成できた 88%)
 - ・技術改善支援事業(平成28年度から満足度調査を実施)
 平成28年4月～6月 **78%**
 (目的以上の成果が見られた 30% ほぼ目的の全部が達成できた 48%)
 *職員の対応についての質問には、100%が満足と回答
 (満足:94% おおむね満足6%)

(3) 事業収入の比較

- B試験研究機関
 平成23年度(職員142名) 235,111千円(職員1人あたり1,656千円) ←独法前
 平成26年度(職員152名) 312,386千円(職員1人あたり2,055千円) ←独法後

○ 宮城県産業技術総合センター

平成26年度(職員68名) 134,604千円(職員1人あたり1,979千円)

※ 宮城県産業技術総合センターの平成26年度(68名)における有料3事業の収入:134,604千円。
職員1人あたりの事業収入は独法化した所B試験研究機関の水準に近い状況にある。

2 主な機関の独法化までの準備期間

※ 独法化の先行事例の多くは、具体の検討開始から法人設立までに3年程度の期間を要している。

A試験研究機関の場合

年 月	法人設立からの逆算	内 容
平成25年1月	-4年 3月	「あり方検討会議」、「あり方有識者会議」を設置。
平成25年9月	-3年 9月	「あり方有識者会議」から報告書が提出(法人化方針決定)
平成29年4月	-0年 0月	法人設立認可, 法人設立(予定)

B試験研究機関の場合

年 月	法人設立からの逆算	内 容
平成21年9月	-2年 6月	議会において、試験研究機関の地方独立行政法人化についての議論が行われ、当時の知事により方針が示された
平成24年4月	-0年 0月	法人設立認可, 法人設立

G試験研究機関の場合

年 月	法人設立からの逆算	内 容
平成14年10月	-3年 6月	法人化検討指示
平成17年3月	-1年 1月	庁議(法人化方針決定)
平成18年2月	-0年 2月	法人の定款案, 評価委員会条例案を県議会へ上程
平成18年4月	-0年 0月	法人設立認可, 法人設立

3 地方独立行政法人化に伴うコストの試算

センターが現状の規模で独法化すると想定し、概算コストを試算した。(独法化した都道府県の事例等を参考)

流動的な要素が多く目安の数値となるが、イニシャルコストは70百万円程度、新たに発生するランニングコストは45百万円程度となる。

○ イニシャルコストの試算

項 目	金 額(千円)
①財務システム構築費用	36,500
②業務管理システム構築費用	0
③人事給与システム構築費用	0
④労働安全衛生関係費用	1,500
⑤監査法人業務支援費用	7,500
⑥不動産鑑定費用等	6,800
⑦法人化移行専任職員人件費	16,000
⑧法人移行広報関係費用	1,000
⑨その他経費	900
合 計	70,200

○ 新たに発生するランニングコストの試算

項 目	金 額(千円)
①財務システム等運営費用	4,600
②会計監査費用	0
③銀行振込手数料等	3,300
④損害保険料	4,000
⑤弁護士・税理士費用	1,200
⑥役員報酬	18,000
⑦雇用保険料・労災保険料	300
⑧健康診断費用・産業医報酬	1,952
⑨会計・ネットワーク職員人件費	8,000
⑩消費税	1,550
⑨その他経費	2,000
合 計	44,902

VIII 地方独立行政法人化の必要性の検証結果

主な考察事項について現地調査等を実施し検証した結果は、以下のとおりである。

独法化しないとできない行政サービスの向上とはどのようなものか

- B試験研究機関において、独法化後に新たに実施したとする簡易受託研究やオーダーメイド講習会・研修会等の複数事業について、既に宮城県産業技術総合センター（以下「当センター」という。）において実施・実施可能となっている。
 - また、独法化した機関の利用者満足度については、高水準（97%以上）であるが、一概に比較できないものの、当センターが実施した機器開放事業の利用者満足度も同様に高水準（97%）である。
 - C地方公共団体においては、独法化により、県組織としての指揮命令系統から外れるため、産業界を取り巻く経済環境が変化した場合等において、県施策と一体となった速やかな技術支援が困難になり、利用者サービス低下が懸念される。
- 先行事例において独法化で新たに可能となったとされる事業内容が、当センターでは既に実施されている内容もあり、独法化しなければならない行政サービスはほとんど見当たらないほか、独法化した機関と同水準の行政サービスを行っている。
- プロパー職員の行政との人事交流がなくなるほか、行政施策と緊密な連携を図った支援施策との十分な政策整合性が図られるか不安要素がある。

独法化により行政コストの効率化が図られたか

- 昨年度実施した工業系試験研究機関へのアンケート結果では、独法化した7機関のうち5機関が独法化前よりコストが増加しており、独法化がコスト削減に必ずしも繋がっていない。
 - 独法化により、行政サービスを維持・向上しつつ行政コストを削減するメリットがあるとしているが、B試験研究機関においては、人件費、機器整備費、維持管理費等の運営費交付金（標準）について、独法化後の推移（H26/H24）をみると、112.9%と必ずしも減少していない。また、大規模修繕等の運営費交付金（特定）については、独法化後9千万円～2億円程度で推移している。
 - C地方公共団体では、試験研究機関の独法化導入について先行事例を調査・検討した結果、「独法化の移行時には、多額の初期費用が発生するとともに、運営に係るコストも増加する」などの理由で独法化は行わないとし、必ずしもコスト削減につながるとは限らないとしている。
 - 全国公設工鉦業試験研究機関における取組状況調査において、4つの県では独法化を検討していない理由に新たなランニングコストの発生や移行時等の事務量の増大などによるデメリットが大きいことがあげられている。
- 独法化には多額の移行コストが生じることや、企業ニーズに応じたサービス水準を維持・向上する上で、運営コストが必ずしも減少していないこと、独立した法人としての新たなコストの発生と移行時やその後の事務量の増大が見込まれることなどから、現行の体制に比べて独法化が効率的・効果的であるとまでは言えない。

独法化の前後で外部資金の獲得、受け皿機関としてのメリットが享受できているか

- 独法化の前後で外部資金の獲得件数・金額が増加した機関がある。
- しかしながら、B試験研究機関では外部資金を獲得し、管理法人を担うことについては、平成26年度に国の制度が委託から補助事業に変わり、認められる間接経費が減少し、業務量の増大に比べメリットが少なくなったことから、否定的な見解を示している。
- F試験研究機関では、管理費等が削減されていく中で、間接経費のある外部資金を獲得していくことのメリットは大きいとしながらも、独法化後において、外部資金の獲得件数・金額ともに増加しているが、独法化する以前からの取組方針に基づく効果であり、独法化による影響とまでは言えないとの見解を示している。

- 管理法人を担うことについては、国の制度が変わったことから、収益性が低下しており、業務量の増大に比べメリットが少ない。
- 独法化による外部資金の獲得件数等の増加については、独法化による影響とまではいえない。

独法化しないとできない職員の採用、人員配置、予算の弾力的執行とはどのようなものか

- B試験研究機関では、必要に応じて職員採用を弾力的に実施し、業務に最適な体制を整備しているが、年度途中での採用実績は、独法化した年次以外は少数（2名）である。
 - また、研究プロジェクトを行う場合には、十分な準備期間が必要であるが、必ずしも年度途中で職員採用していない。
 - 突発的な支出にも柔軟に対応し、また、時宜を得た機器購入が可能となった。
 - 一方、独法化していない長野県の機関では、予算の一部流用で柔軟に対応している。
- 独法化のメリットである多様な人材雇用、柔軟な予算執行については、一定の優位性が認められるが、年度途中での研究員の増員など人員の流動性が高いとまではいえない。
 - 研究プロジェクトの立ち上げ準備期間の短縮に向けた大学等との連携の強化や予算の一部流用など工夫することにより対応が可能である。

他の試験研究機関との統合メリットはどのようなものか

- 施設を一カ所に集約し、一体管理できるのであれば維持管理経費での効率化は可能となるが、各試験研究機関が点在している現状では、統合することによる効率化等のメリットは少ないとしている。
- 工・農試験研究機関を統合した一体運営については、施設を集約した一体管理による維持管理経費の効率化を伴うものでなければ人件費、管理費等の縮減は困難であり、統合メリットは少ない。

Ⅸ 関係機関からの意見等

本報告書の内容について、国立大学法人東北大学 教授（未来科学技術共同センター（NICHe）副センター長）長谷川 史彦氏、みやぎ高度電子機械産業振興協議会会長（ソニー株式会社仙台テクノロジーセンター代表）大崎 博之氏、一般社団法人みやぎ工業会専務理事八島 和彦氏からご意見を伺った。主な内容は以下のとおり。

- ・ コスト削減が図られた独法化機関は少なく、人件費を除く事務費等の管理経費の削減では大きなコストメリットは感じられない。
- ・ 工業系と農林水産系とが連携した研究についての必要性はあるが、それぞれ独立した組織同士を統合・独法化して馴染むのかどうか疑問である。
- ・ 独法化や組織統合については、震災からの復興を勘案して行う必要があり、今は現行の組織でできる事業改善・組織の活性化などに努めるべきである。
- ・ 独法化するならば、実力・能力・意欲を備え、周到な戦略を立てて行うべきである。
- ・ 当センターの組織、企業支援など各種事業は優秀であり、県庁との連携も良くできており、それが、利用者満足度に表れているのではないかと。
- ・ 当センターと県庁との人事交流も組織の活性化に繋がっている。

X まとめ

平成 18 年度当時の産業経済部における検討時には、独法化にあたって解決すべき課題として、「職員の身分保障」、「コスト」、「財源」、「業務運営体制」、「受益者への影響」をあげ、「課題が解決されれば地方独法化は可能」と結論づけている。

平成 22 年度においては独法化については、事業執行の機動性や弾力性の向上などのメリットがあることから有効な選択肢のひとつと考えられるが、一方で多額の移行コストの発生などデメリットが生じることから、独法化による負の影響はないかという点も考慮して、今後の方向性を探る必要があると結論付けている。

平成 28 年度において、今回検討した結果については、以下のとおりである。

主な考察事項のうち多様な人材雇用、柔軟な予算執行については、独法化による一定の優位性は認められるものの、人員の流動性が高いとまでは言えないことや、予算流用等の柔軟な対応は可能と考えられる。また、管理法人を担うことについては、国の制度変更により認められる間接経費が減少し、業務量に比べてメリットが少ないなど、他の考察事項においても、デメリットを超えるメリットは確認できなかった。

特に、独法化により外部資金を獲得し、管理法人を担うことについては、国の制度変更により認められる間接経費が減少し、業務量に比べてメリットが少なくなったことや、企業ニーズに応じたサービス水準を維持・向上する上で運営コストが必ずしも減少していないことから、先行して独法化した機関の当時の状況と比較して独法化のメリットは低下していると考えられる。

こうしたことに加え、当センターでは、独法化しなくても企業ニーズに応じた事業運営を行っていることから、現時点で、積極的に独法化する必要性があると認められず、また、工・農試験研究機関を統合した一体運営についても、大きな効果は見込めないことから、統合する必然性は高くないと考えられる。

なお、独法化については、組織を取り巻く社会状況の変化に応じてその必要性も変化すると見込まれることから、デメリットを超えるメリットが得られるかという観点で、受益者である企業へのサービス向上のために最適な運営形態は何かを適時見定めていくことは重要である。

また、今回の検討に限らず、当センター内に業務改善検討WGを設置するなど、社会状況の変化に応じた役割や執行体制を見直し、行政サービスの向上に向けて創意工夫や業務改善を重ねていくことは必要である。